

札幌市若者支援施設条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市若者支援施設条例の一部を改正する条例

札幌市若者支援施設条例（平成21年条例第52号）の一部を次のように改正する。

（1）別表1 若者支援施設（札幌市宮の沢若者活動センターを除く。）の表札幌市若者支援総合センターの項活動室1の目中

「

1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	3,800円
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	7,600円

を

」

「

1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	4,800円
3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	9,600円

に

」

改め、同表札幌市アカシア若者活動センターの項活動室1の目中

「

900円	900円	900円	900円	2,900円
1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	5,800円

を

」

「

1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	3,800円
2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	7,600円

に

」

改め、同項体育室の目中

「

1,500 円	2,100 円	4,800 円
3,000 円	4,200 円	9,600 円

を

」

「

1,600 円	2,400 円	5,100 円
3,200 円	4,800 円	10,200 円

に改め、同表札幌市ポプラ若

」

者活動センターの項及び札幌市豊平若者活動センターの項を次のように改める。

札幌市ポ プラ若者活動センタ	活動室 1	若者等	600 円	600 円	600 円	1,900 円
		一般	1,200 円	1,200 円	1,200 円	3,800 円
札幌市豊平若者活動センタ	活動室 2	若者等	1,500 円	1,500 円	1,500 円	4,800 円
		一般	3,000 円	3,000 円	3,000 円	9,600 円
札幌市豊平若者活動センタ	活動室 1	若者等	900 円	900 円	900 円	2,900 円
		一般	1,800 円	1,800 円	1,800 円	5,800 円
札幌市豊平若者活動センタ	活動室 2	若者等	600 円	600 円	600 円	1,900 円
		一般	1,200 円	1,200 円	1,200 円	3,800 円
札幌市豊平若者活動センタ	活動室 3	若者等	600 円	600 円	600 円	1,900 円
		一般	1,200 円	1,200 円	1,200 円	3,800 円
札幌市豊平若者活動センタ	音楽室	若者等	300 円	300 円	300 円	1,000 円
		一般	600 円	600 円	600 円	2,000 円
札幌市豊平若者活動センタ	体育室	若者等	1,800 円	1,800 円	2,300 円	3,300 円
		一般	3,600 円	3,600 円	4,600 円	6,600 円
						14,800 円

(2) 別表 2 札幌市宮の沢若者活動センターの表中備考以外の部分を次のよう

に改める。

2 札幌市宮の沢若者活動センター

種別	区分	使用時間			
		午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
活動室 A	若者等	900 円	1,200 円	1,200 円	3,100 円
	一般	1,800 円	2,400 円	2,400 円	6,200 円
活動室 B	若者等	900 円	1,200 円	1,200 円	3,100 円
	一般	1,800 円	2,400 円	2,400 円	6,200 円
表現活動室	若者等	1,200 円	1,600 円	1,600 円	4,200 円
	一般	2,400 円	3,200 円	3,200 円	8,400 円
あそびの森	若者等	1,200 円	1,600 円	1,600 円	4,200 円
	一般	2,400 円	3,200 円	3,200 円	8,400 円
音楽スタジオ A	若者等	600 円	800 円	800 円	2,100 円
	一般	1,200 円	1,600 円	1,600 円	4,200 円
音楽スタジオ B	若者等	600 円	800 円	800 円	2,100 円
	一般	1,200 円	1,600 円	1,600 円	4,200 円
体育室	若者等	2,700 円	4,400 円	7,600 円	14,000 円
	一般	5,400 円	8,800 円	15,200 円	28,000 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の別表 1 若者支援施設（札幌市宮の沢若者活動センターを除く。）の表及び別表 2 札幌市宮の沢若者活動センターの表に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の別表1 若者支援施設（札幌市宮の沢若者活動センターを除く。）の表及び別表2 札幌市宮の沢若者活動センターの表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

若者支援施設の一部の使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。